

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

当法人は平成4年に横浜市新山下地域ケアプラザの運営を受託したことにはじまり、現在は中区と南区に4か所を指定管理として受託し、全ての施設で安定した運営を継続しています。地域ケアプラザは地域の福祉を充実する使命を果たすため、福祉・保健サービスを総合的に提供する機能を有していますが、その役割は時代の変遷とともに多様化してきました。当法人は地域包括ケアシステムが目指す「誰もが住み慣れ地域で安心して生活を営むことができる」地域社会を実現していくという目標の達成に向け、地域の皆様、関係機関の皆様とともにその責務を果たしてまいりました。

地域においては、高齢者のみならず子どもにとっても障害者にとっても、その方や家族がどのような生活を望んでいるのか、その実現のためには何が必要なのかを、その方や家族とともに考えながら、支援してまいります。一人ひとりの「生活の視点」を大切に、その方や家族に寄り添って生活の質を向上する取組を行います。

このため、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」を取組の中心に据え、地域全体で見守る力を『見守り世話人会』などの活動を広めていくことで涵養するとともに、『リズム体操』など健康に過ごすことを支援する様々な講座を開催し、人と人がつながり健康を保持していける地域づくりを行い、この地の地域包括システムの推進に寄与していきます。

高齢者への支援では見守りと健康の維持を図ることを第一として、「ベイスайд新山下一人暮らし高齢者見守り世話人会」の活動を地域内に敷衍していくとともに、『見守りキーホルダー』の出張登録会を3か所以上の会場で展開していきます。体力測定会や・栄養指導などについても管轄エリア内の複数会場で開催していきます。子育て支援では、子どもの健やかな成長を見守り育むために、地域の中で孤立することがなく「つながり」がもてるよう自主事業「おひさま」を毎月開催するとともに地域の子育てサロンや子ども食堂への支援と連携を行います。障害者支援では、障害のある人への理解を深め、共に支え合って生きる共生社会を実現していくため所管地域内に拠点がある「みはらしポンテ」との協働を引き続き行うとともに、「中スポーツセンター」と協働した事業をも展開します。また、日常の相談業務を通して生活困窮者からの相談を受け、様々な支援施策につなげていほか、「社会福祉法人による利用者負担軽減事業」にも引き続き取り組みます。

当法人は1952年の創業以来、社会福祉法人として堅実な施設運営を積み重ねてきました。日々の運営にあたっては自治会・町内会の役員の皆様をはじめ、民生委員・児童委員の方々、地域の団体や企業の方々、地域のボランティアの方々との信頼関係とケアプラザ活動へのご協力があったからこそ今日があると私たちは確信しています。長きにわたりこの地で培ってきた「人と人とのご縁」を糧に、確かな技術と知識、豊かな人材に加え、法人14か所の市内拠点のネットワークを生かしてこの地域に資する施設運営を行ってまいります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

第二地区、第四地区北部の2つの地区を圏域としている当ケアプラザの域内には、元町、中華街、山下公園等の横浜を代表する観光地や商業施設が立地している一方、戸建住宅の多い諏訪町・千代崎町・北方町と集合住宅が多い山下町・新山下・小港などの住宅地域もあります。また、外国にルーツを持つ市民も多く居住しており多様性に富んだ地域です。

各地区における市民活動では、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」の推進が図られ、地区社会福祉協議会や連合町内会などが中心となり、活発な活動が行われています。第4期の計画期間内でも「見守り組織の立ち上げ」「子育てサロンの開催」「地域防災への取組」など様々な取組が継続して行われ、多くの市民が参画しています。一方、高齢化の進展や就業構造の変化などから地域活動の担い手を確保し続けていくことが現行スキームの中では困難さが増してきており、「ちょいボラ」や「新しい公共」を地域で実現していくことが課題となります。

第二地区では、自治会や民生委員・児童委員協議会などを中心とした地域活動が活発に進められており、ふれあい給食会をはじめ地区内の福祉保健施設に協力したボランティア活動、健康づくりなど、地域のつながりを意識した取り組みが継続して行われています。これらの取組を支援するためケアプラザは行事实施の人的サポートのみならず、全国の様々な取組の中から地域に合った事例を共に研究し、導入するためのサポートを行っていきます。また、長年続いてきたサロンに新たな取組を提案・導入していくほか、外国籍市民の方による外国語教室の開催など時代のニーズを踏まえた交流の機会を創出します。

第四地区北部では自治会や民生委員・児童委員を中心として、高齢者配食や地域子育てサロンなどの地域活動が活発に行われています。また、行政や福祉保健活動団体とも協働した勉強会が開催されており、「地域の防災力の向上」「地域の企業等の認知症研修へのサポート」など地域力を高めるための取り組みが積極的に行われており、ケアプラザは地域住民同士を結ぶ・関係機関と結ぶ・地域の事業者と結ぶサポート活動を継続して行っていきます。

法人はこれまで培ってきた地域の住民・団体・企業との絆を最大限に活かし、行政・社会福祉協議会等の関係機関と協働して、この地域の福祉保健活動を進展させていくとともに、様々な地域ニーズに基づく支援活動を指定管理者として確実に実施していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域では、自治会、民生委員・児童委員等の会合のほか、「防災訓練」「ふれあいや子育てサロン」などの行事等へその活動の一端を担う形で参加し、地域との絆を深め、様々な課題にともに向き合っていきます。近隣には、中区障害者支援拠点みはらしポンテ、中スポーツセンターがあり、「ポレ

ボレまつり」やスポーツセンターでの「出張のんびりんこ」などのイベントを通して相互交流・事業の連携を行っています。

国際交流ラウンジと連携することにより、ケアプラザ行事の外国語チラシの作成、通訳派遣の協力を通して外国籍住民を含めた地域活動交流の場を設定しています。外国にルーツのある市民が多い地区であるため、現在行っている外国語教室やインターナショナルスクール児童のサロンへの参加などをさらに進めます。

区内地域ケアプラザとは、研修等の事業の持ち回り開催や市民向け講演会のサテライト会場としての参画などをはじめ、ケアマネサロンの開催など、様々な取り組みを行政機関・関係団体とも広く連携して実施しています。取り組みの継続・発展のみならず災害時の連携・協力についても、地域、行政、関係機関、団体とともに推進していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

基本理念

当法人は「福祉の追求」のもと、4つの思いを掲げています。

1 ご利用者幸福の追求

私たちはご利用者を尊敬し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

2 地域貢献の追求

地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

3 職員幸福、職務環境の追求

法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

4 今を、未来を支える福祉の追求

私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

基本方針

我々は大切な今を守るためにこれからも変わり続ける。

- ・歴史と文化（会社の歴史と地域の歴史）
- ・生命の価値（福祉の本質の追求）
- ・人生の喜び（働くことの本質の追求）

我々はこの福祉事業を立ち上げた時からずっと変わらず地域の皆様や地域の歴史、お客様や取引企業様へのホスピタリティ、スタッフが働くことへの喜びを守っていくために、一歩もさगरらず変わり続けていくことを誓います。

業務実績について

当法人は1952年に創業し、70年以上の歴史をもつ社会福祉法人となりました。戦後の荒廃した横浜の街を立て直すためには「まずは人から」との思いで、社会福祉の充実を唱え、焼け野原だった横浜の街の片隅に有志が集まり、ありあわせの木造家屋で制度も物資も不十分な中、屋根と食事を提供し人の思いの力を集めることで横浜の街のために活動を開始しました。現在では、地域の「今」の福祉を守りぬくために福祉サービスを継続し、県内外で17の拠点を運営し、歩みを重ね地域に貢献しています。

実施事業の概要

救護施設、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業、老人デイサービス事業、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、障害者施設入居支援、障害者就労支援、高齢者用市営住宅等生活支援派遣事業

事業所数

生活保護施設（1施設）、指定介護老人福祉施設（6施設）、地域ケア施設（4施設）、居宅介護支援事業所（2事業所）、障害者就労支援型施設（2施設）、指定障害者支援施設（3施設）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

予算については、理事会承認のもと予算計画に基づいて適性に執行されており、監事監査、監査法人監査においても指摘事項はありません。

法人税等の滞納の有無

法人税については、当法人は法人税法第4条1項及び地方税法第296条第1項及び第2項に規定する収益事業等を令和3年度、4年度、5年度において実施していません。

消費税及び地方消費税については、毎年申告し、未納はありません。

財政状況の健全性

1 自己資本率

令和5年度の資産総額は133億9,135万円、純資産額は100億1,137万円となり、財務の安定性・健全性をみる自己資本率は、74.8%で、十分な自己資本があります。

2 流動比率

短期の負債に対する支払能力は、令和5年度525.7%あり、一般的には150%を超えることが望ましいなか、それをはるかに上回る流動資産を保持しています。

3 負債比率

令和4年度に特別養護老人ホームみなもの桜開所、令和5年度に千曲園、佐久療護園にて太陽光設置に伴い、令和5年度の負債総額は33億7,998万円、うち施設建設、太陽光設置にかかわる

借入金等は 22 億 6,313 万円、資産総額は 133 億 9,135 万円となり、総資産に対する負債の割合は、33.8%で、返済は確実に行われています。

安定した経営基盤

当法人は救護施設・介護老人福祉施設・ケアプラザ・障害者支援施設・就労支援型施設を経営しており、事業活動当期収支差額比率も各事業にバラつきはあるものの、法人全体で令和 5 年度は 3.2%、1 億 7,458 万円を計上することができました。

今後、安定した経営基盤を作るため各事業所の各課題について解決に取組み収支向上に努めてまいります。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長予定者の配置について

地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけられている地域ケアプラザの所長は、施設や組織の運営を総括し、業務の効率化や安全確保を図る役割があり、施設の規模や地域の状況に応じて、適切な人材を配置します。当法人は、地域に根差した福祉事業を幅広く提供している強みを生かし、様々な環境でスキルや人間力を学んだ経験豊富な指導力のある者を配置し、所長としての役割を果たしていきます。

職員の確保、配置について

職員の確保に向けて、人材育成計画やキャリアパス、福利厚生といった魅力ある制度を設けるとともに、ワークライフバランスを重視した柔軟な労働条件を提供し、適切に職員を配置します。法人では、有資格者の確保に向けて資格取得支援を行っています。資格取得に必要な費用負担のほか、必要な研修を業務として認めるなど資格の取得を推奨し、新しい知識や技術を学ぶことで職員としての自己成長につなげていきます。

また、法人の魅力を伝える場として、学校や求職者に向けて職場説明会などの有意義な情報交換会を設け、法人に関心を持っていただくことで経験者や有資格者を確保していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成について

法人における最大の財産は人材であり、その向上と就業の継続は法人全体の価値を高めることを自覚しています。福祉の教育課程を受けている職員、福祉の実務経験を持って入職した職員には、速やかに活躍できる環境を整えます。福祉経験が無い職員には、法人として体系化した教育を提供し、経験豊富な社員が若手社員をサポートすることで知識やスキルの伝承を行い、将来的に総合力を持った職員を輩出していきます。さらにこれからの福祉を追求する法人として、将来を見据えた

学びを可能とするため、法人独自のオンライン上の知識交流拠点を整備しています。新しいコンテンツの活用により、研修参加率の底上げ、研修の質の向上などの効果を生みだし、利便性の向上を図るとともに、職員同士の知識の交換、そこから得られる気づきや発見など、学びを通じて人生を豊かにすることで、職員のモチベーションを高めています。

人材育成計画及び人事考課制度

法人では人材育成に向けた「人材育成計画」を作成し、職員のスキルや能力向上を目指し、業務の効率化を図ります。

また、人事考課制度として職員の目標への努力を支援する「目標支援制度」を導入しています。制度の導入にあたっては、キャリアパスを設定し、個々の職員が等級において求められる役割を明確にしています。その上で、等級に応じた役割や目標への努力を細かく把握、評価することで、評価結果を昇給や昇格に反映させる仕組みとしています。

研修計画について

地域ケアプラザの機能を発揮するためには、地域の現状や特性から地域診断を適切に行い、地域のニーズをしっかりと受け止め、地域が今後どのように変化していき、どのような支援をしていくことが必要なのかを判断し、長期的な視点で捉え実行していくことが必要です。

そのような視点には、各職種の専門分野での知識習得に加えて様々な視点を持って物事を捉え、それを日頃から地域の皆様と対話しながら確認出来る人間性と、でてきた課題に取り組める実行力のある職員育成を計画的に実行します。

階層別研修・・・職員を経験年数や習熟度に分けた階層ごとの育成を実施いたします。

- ・初級階層（１年未満）
- ・中級階層（１～３年未満）
- ・上級階層（３～５年未満）
- ・指導的職員（現場役職者）
- ・管理者

専門職研修・・・資格の有無にかかわらず、担当業務の専門領域での研修を行い、資質向上を図ります。

- ・介護支援専門員 実務従事者研修
- ・主任介護支援専門員研修
- ・地域包括支援センター職員基礎研修
- ・地域包括支援センター職員実践能力向上研修
- ・地域福祉コーディネーター養成研修
- ・生活支援コーディネーター養成研修
- ・介護技術研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修

- ・個人情報保護に関する研修
- ・倫理及び法令遵守に関する研修
- 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは市民の誰もが利用する地域の身近な施設です。環境が安全であることは利用者の安全のみならず、職員が健全に働く環境においても必須であると理解しています。

安全で快適に利用していただくために、定期的な専門業者による保守管理、適切な修繕を行い、耐用年数や使用頻度を考慮した修繕計画により、利用者に不利益がないよう予算を考慮し実施していきます。予算で収まらない修繕に関しては、横浜市と協議し必要な措置を講じていきます。

また、日頃より職員による館内美化に努め、利用者が不快感なく快適に施設を利用できるように心がけていきます。

保守点検

利用者が安全で快適に利用できるように施設に応じ次の点検を定期的実施していきます。

1 2 条点検、日常清掃（毎日）、植栽保守（随時）、機械警備（通年）、排水管清掃（年1回以上）、エレベーター保守（月1回以上）、自動ドア保守（随時）、消防設備保守（年2回）、空調機器関係保守（随時）、受水槽（年1回以上）、給湯設備定期点検（年1回以上）、電気設備（随時）、設備総合巡視点検（月1回以上）、自家用電気工作物保守（年1回以上）、害虫駆除（随時）、小破修繕（随時）

長寿命化への取り組み

地域ケアプラザの将来を見据え、「横浜市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、長寿命化の観点から耐用年数や使用頻度を考慮し、計画的かつ効果的な保全や更新など長寿命化対策を実施していきます。

また、環境性能の高い施設の整備やESCO事業・省エネ改修等を実施し、脱炭素化の取り組みを進めていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

市民の身近な相談窓口である地域ケアプラザは、誰もが利用できるように、利用者の公平性に配慮した整備・運営をしています。万一事件事故が発生した場合に備え、事故防止・緊急時などのマニュアルを整備し、定期的に研修や訓練を実施し有事に備えています。

事件事故の防止体制

「人間は失敗を犯す」という前提条件を常に忘れず、あらかじめ起こり得る事件事故を想定し発

生の防止に向けて最大限に取り組むことを目標に、事故防止のための規則・マニュアルを整備し、二重三重に確認を行います。作成したマニュアル等は整備するだけでなく、内容毎に最低でも年1回の間隔で研修を行い、職員に意識づけを行い事故防止に向けた危機管理に取り組みます。

また、緊急時対応マニュアルの整備、SNS 安否確認サービスの導入、夜間機械警備等のセキュリティシステムを施設の実情に応じて導入し、事件事故の防止に備えています。

事件事故発生時の対応

万一事故が発生した場合、緊急時対応マニュアル等に基づき、速やかに対応するとともに、法人として相手の立場にたった対応で、本人や家族の気持ちに配慮し誠意をもって対応します。

また、突発的な事故や急病人が発生した場合、冷静に対処することを心がけ、職員は2名以上での対応を原則とし、被害にあった人の安全を確保したうえで必要に応じ救急・警察への通報など最善の救助に努めます。緊急対応については管理者に指示を仰ぎ適切に対応しますが、管理者不在の場合は、区役所所管課へ速やかに連絡し対策を講じていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時に備えた事前準備

横浜市との協定にもとづき、自宅や地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難所としての機能を果たすため、施設の災害対策マニュアルに基づいた訓練（避難訓練・消火訓練等）を年2回以上実施するほか、勤務時間外に大規模な災害が起きた際に、初動体制がとれるように職員参集訓練を行い有事に備えて行きます。

また、各地区の地域防災拠点での訓練への参加をはじめ、横浜市の「災害時情報受伝達訓練」や、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会の災害対策プロジェクトにおける施設間や他都市施設との相互支援を想定した情報受伝達訓練に参加し、大規模な災害が発生した場合でも、職員・施設利用者が安全に避難できる体制づくりに取り組みます。

応急備蓄の取扱い

横浜市から供給される災害時応急備蓄を適正に管理し、消費期限が迫ってきた備蓄については、避難訓練時に参加者に配るなど有事に役立てていきます。

福祉避難所の運営方法

発災時には法人の「SNS 安否確認システム」により職員同士の状況を報告しあうとともに、事前に定めたBCP（事業継続計画）に基づき各拠点に参集し、福祉避難所の開設準備が整い次第、災害対策本部の要請に基づいた避難者の受け入れに協力していきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

各地区で実施されている防災拠点運営会議・訓練をはじめ、防災に関する活動に参加し、地域情報を把握し、災害時の対策について取り組みます。

また、横浜市が作成している「防災マップ」等を活用し、施設が立地している地盤や地形などの情報を基に、想定される災害を予測していくほか、「避難確保計画」を作成し、計画に基づいた避難訓練を実施することにより、実践的、実用的な災害対策を講じていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公的機関である地域ケアプラザは、地域住民や団体、介護保険事業者等に対して、公正中立な立場で対応していきます。たとえば地域包括支援センターで介護保険サービス事業者等の選択に係わる相談を受けた場合、相談者の意向に反して職員が特定の事業所を決めてしまうといったことがないよう相談者の意志を尊重します。

また、介護情報誌や介護情報サービスかながわなど、利用媒体の多様化によるシステムを活用し事業所の一覧を提示していくことで、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けていきます。さらに介護保険サービス種別毎に選択率をカウントすることにより、偏った事業所への選択が発生しないように管理者は日頃から職員の対応状況の把握や指導に努めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

子どもから高齢者や障害のある人など、施設利用者から様々な意見や要望をいただくことがあります。なかでも苦情は法人にとってネガティブなイメージがあるものですが、苦情も要望やニーズに基づく大切な意見であると捉え、職員会議等で検討し改善につなげていきます。

また、意見を適切に伝えられる事業所であるために、利用者とは常日頃より垣根のない関係性を築き様々な場面でニーズ把握に努力します。

意見、苦情の受付方法として、施設内への「ご意見箱の設置」や「法人ホームページでの専用フォーム」を作成し、施設に来所できない場合や対面では伝えにくい内容の意見もいただけるような手段を確保していきます。

第三者委員会の設置

苦情解決に当たって社会性及び客観性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員会を設置し、中立・公正な立場で解決に当たります。

利用者アンケート

利用者満足度等を把握するため、事業ごとに利用者アンケートを実施します。アンケートの結果、把握した運営上の課題やその改善策について振り返りシートを作成し改善につなげていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

個人情報の収集・利用及びその管理について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び法人規定に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱います。

条例及び規定に則り、個人情報保護に関する研修を年 1 回以上実施し、職員の意識啓発を図るとともに、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

また、個人情報保護マニュアルを整備し、適切に個人情報を管理・使用していきます。

情報公開

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、事業計画・報告、収支状況、利用者アンケートの結果、苦情対応結果、第三者評価結果などを、施設内における閲覧や SNS・ホームページ上へ掲載し、正確で分かりやすい情報を積極的に開示していきます。

人権尊重

当法人は SDG s の考え方を取り入れる中で、ジェンダー教育を重視しています。横浜市の人権尊重のための指針「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」等を活用し、職員はもちろんのこと地域の中でも意識が高まるような研修や勉強会を実施し、多様性を理解し尊重しあえる地域づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

「横浜プラ 5.3 計画」を推進し、職員は日頃の活動の中でごみの分別や削減、こまめな消灯、使用しない機器の電源遮断等に取り組むほか、照明機器の LED 化促進や節水コマの設置など、施設設備においても省力化を進めていきます。

また、施設の諸室に環境に配慮した脱炭素取組宣言や環境 PR ポスターの掲示などを行い、施設利用者にも環境への配慮を求めています。

資源の再利用として、コピー用紙の裏紙利用など使える物は大切に繰り返しリユースしていくとともに、不要になった物でもリサイクルの可能性を常に念頭に置き、その処理方法についても考えていきます。

市内中小企業優先発注

市民活動がより良いものとなるためには市内経済が大切であり、横浜市における「市内中小企業振興条例」を踏まえ、地元の商店、企業を優先して発注することを重視します。

また、身近で多様な供給網を持つことで、災害など、運営の支障となり得る事態に対して強い施設づくりに努めます。

男女共同参画の推進

当法人は戦後、困難を抱える方を支援する上で、安定した就労環境により職員の生活を安定させることを大切にしてきました。近年は活動の持続性という視点で SDG s を重視し、その理念を取り入れることで、男女の別や国籍、障害を抱えるなどに捉われることなく、労働環境の課題と向き合い、すべての人の尊厳が守られ個性と能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる地域・職場環境の実現を目指しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地管轄エリアの皆様には有用な情報が行き届くよう、域の皆様のご協力も得て、隔月発行(8,000部)広報誌の回覧や掲示板を行います。また、町内会の存在しない地域やマンションなどの集合住宅に居住されている方たちにも情報が行き届くように、ホームページやSNSなど媒体を通し開催事業の案内などのPR活動を行います。SNSの活用により子育て支援サロン「おひさま」はコロナ時に比してご利用者が大きく伸びています。

この他、地域活動への参加時、自治内等の会合や団体の会議等でも積極的に情報発信を行い、活用利用促進を図っていきます。また、地域の福祉保健活動やボランティア活動などで積極的に利用していただくため、貸館機能や利用情報の提供を行い、施設の利用促進につなげます。

さらに、会場利用団体へは貸館の利用状況が一目でわかり予約などをとりやすくできるよう、随時ご案内できる体制を整え、利用しやすい体制づくりを行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・外国人・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

ケアプラザは地域の身近な相談として、誰もが安心して健やかに暮らせるよう、人に寄り添った相談支援を行います。施設の相談窓口となる高い専門性と豊かな経験を有した職員を配置し、施設への問い合わせはもちろん、施設外で行われているサロンや給食会、地域会議など、あらゆる機会に相談をお受けするほか、広報紙やブログ、ホームページ等、様々なツールを活用した情報発信も積極的に行います。

介護保険に関する相談はもちろん、子育て中の方々や外国籍の方々の抱えておられる課題、障害のある方からの相談など、ケアプラザが連携・協働している行政・各種専門機関・団体などの

ネットワークを生かすことによって、一人ひとりの個別の事情を踏まえた解決策を提示させていただきます。この体制が有効に機能するため、普段の地域における情報の収集やキーパーソンとの連携をはじめ、各支援者の定期的な会合や共通の研修を通して、有用な地域資源を把握するとともに最新の情報を把握して適切な支援につなげてまいります。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各専門職がお互いの専門性を生かし、各々が把握した地域情報を所内定例会議等において共有した上で、適切な制度や有用な社会資源を活用して、最適な支援を組み立てていくことを基本とします。

このために、日々の各職種・事業担当間の会議でお互いの情報を共有するとともに喫緊の課題を常に認識して業務を遂行します。さらに職種会議・事務所会議・職員全体会を通じて地域の動向やニーズに関する認識も共有し、ケアプラザ全体が一つのチームとして課題の解決に向け対応できる体制となっています。さらに、民生委員・児童委員協議会への毎月の出席やみはらしポンテなど他機関との連絡会等を持つことにより、情報の共有のみならず、実際の支援に際して、迅速で円滑に協力・連携できる体制を構築しています。

特に地域の福祉保健活動の要となる中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」の推進・改訂等に当たっては、区役所・社会福祉協議会とともに地区別支援チームの一員として、共通の目標に向けそれぞれの役割を分担し、地域への積極的な働きかけを行っていきます。

また、施設協力医をはじめとする地域の福祉・保健・医療機関との連携や、地域ケア会議などによる多職種協働による個別事例の検討などを積み重ねることで、複雑、多様化している地域課題の解決を図ります。さらに、講座開催などの事業を展開していくにあたっては、地域の担い手や関係機関の専門性を活かし、協働して開催することで地域に貢献していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関連団体や機関の会議や事業へ参加し情報や課題を共有することで、相互の活動理念や目的を理解し協働のためのベースを構築していきます。会議の場等を通して抽出された課題に対し多角的に検討を加え、その解決や進展をそれぞれの分担と連携により実現していきます。この際、必要な社会資源や人材は当該地域内に制約されることなく広く求め提供することができるよう法人の持つネットワークも活用して対応します。

地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織など様々な社会資源が有機的に連動できる状況を創出するために、地域内の密な連携を基本に、地域外やこれまで連携が想定できなかった地域の企業等とのつながりについても積極的にアプローチしていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区行政が掲げる運営方針(令和6年度は「誰もが安心と活力を実感するまち中区～住んで良し、働いて良し、訪れて良し～」)や中区地域福祉保健計画「中なかいいネ!」を踏まえ、地域の身近な相談窓口としてケアプラザの機能を活かした取り組みを行います。

具体的には中区地域保健福祉計画の改定・推進をはじめ、横浜型地域包括ケアシステムの構築など、あらゆる事業において連携してその責務を果たしていきます。日々の業務の中で寄せられる様々な地域の声に耳を傾け、地域の方々が描く地域社会の将来像を見据え、福祉保健の諸課題に対応していくとともに、地域防災などの面においても、その職責を果たしていくとともに、区行政と連携して課題を解決し豊かな地域社会の実現に寄与していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

ケアプラザの全ての職員が日常業務で把握した地域情報等を両地区別支援チーム内で共有し、第5期の区全体計画及び地区別計画の策定に生かしています。また、ケアプラザ以外のチームメンバーから共有いただいた情報も併せ、地区別計画の推進に生かしています。

住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、ケアプラザでチームに直接参画している5職種の枠を超え、居宅支援やデイサービスさらには同一法人が同じ敷地内で運営している特別養護老人ホームの職員も含め、一体となって計画の策定・推進に取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

各分野において把握している地域の現況から見えてくるそれぞれの地域に必要な福祉保健活動の開発・実施に、地域の皆様、行政機関及び関係機関団体と協働してとともに取り組み、地域の皆様が自主的に運営できる体制を整えていきます。いずれの取組においてもそれぞれの活動を支える地域の方々の組織づくりや運営のキーとなるパーソンの発掘・育成は不可欠であり、次に私たちケアプラザはもちろん、行政・社会福祉協議会・ボランティア団体・関係機関や団体・企業などの活動をサポート体制を組み合わせさせていただきます。

高齢者においては要介護認定者や在宅医療等対象者の増大が見込まれる中で、地域の高齢者を包括的にケアしていくことができるように、居宅介護支援事業所ケアマネジャー等と病院、看護職、相談室職員や在宅診療クリニックとの連携を強化していきます。具体的には地域ケア会議や民生委員とケアマネジャーの交流会等の企画を通じ、地域の方々と専門職とが課題を共有し、解決に向けた話し合いを行うことで、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来る体制づくりを目指します。介護予防、認知症高齢者の見守り、介護者も含めた地域での集いの場の支援等、高齢

者だけでなく地域に住む子ども、障害者、外国人も含めたまちづくりを進めていくため、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの持つネットワークを活かした事業を展開します。

子ども支援については、横浜市中区地域子育て支援拠点「のんびりんこ」や中区子ども家庭支援課と連携を図り、ケアプラザにおける自主事業の子育て支援「おひさま」と子育て支援者による子育て相談事業を連動することで子育て支援を充実していきます。「おひさま」では、ボランティアによる絵本の読み聞かせをはじめ保育園情報の提供や保育の相談を実施し、子育て支援の受実を図ります。さらに、コーディネーターが調整する連絡会を開催し、新たなネットワークを個別に形成します。子育ての事業では、対象となるこどもが成長していくことで、参加者が変わっていくこと、主体となる親は自主活動が可能な世代であることから、参加者から地域活動者が生まれるように展開していきます。

多文化交流支援については、国際交流ラウンジの協力を得て主催事業のチラシを外国語で作成し、事業の中で交流できる機会を創出するほか、インターナショナルスクール児童のサロンやデイサービスへの参加、「おひさま」に参加している家庭の外国籍の親御さんによる外国語教室の開催などの事業を実施していきます。

障害児者支援については、ボランティア講座等の開催により障害についての理解を深めるとともにボランティアの育成につなげていきます。また、講座開催に伴い、関係機関(区障害者支援担当、区社協、生活支援センター等)と情報を共有し共催事業を企画します。そのほか、ポレポレまつりの普及啓発支援やケアプラザ内で障害者作業所の製品の紹介等を行い障害者とその団体の自立支援を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

隔月発行の「広報しんやま」の紙面で活動の場を紹介するほか、行政や地域の福祉保健関係者の会合、講座や講演会など様々な催しで積極的にケアプラザの会場を利用してもらいながら、参加者にケアプラザ貸館機能を知っていただき利用の促進につなげていきます。

利用を促進していくため、館内美化や貸出備品類の整備など、快適な利用環境の提供に努めていきます。多目的ホール等の館内美化はもとより、エントランスや外観など利用する方が入りやすい環境整備にも努め、明るい施設環境を意識した取り組みを行います。ケアプラザの入口が分かりにくいことから、ケアプラザパンフレットを活用した案内図の周知や、ホームページ・ブログによる情報提供も行い、気軽に利用できる施設にしていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

高齢化の進展や就業構造の変化などから地域活動の担い手を確保し続けていくことが現行スキームの中では困難さが増してきており、「ちよいボラ」や「新しい公共」を地域で実現していくことが一つの選択肢として浮上しています。現状を踏まえ、高齢者・こども・障害児者・外国

籍市民等を含め、ボランティア活動ができる時間に自らの選択により活動できるボランティアの発掘・登録・育成に取り組みます。

具体的には、広報紙を活用して負担が少なく取り組めるボランティア活動の周知を図っていくとともに、ケアプラザで行っている様々な事業の中でもボランティア活動を紹介し参加を勧めていきます。ケアプラザは活動場所として、またボランティア活動を受け入れる側と提供する側のコーディネート機能を果たすハブとしての機能を果たしていきます。さらには、ボランティア活動の継続・発展のために、ボランティアセンターと連携した活動や、よこはまシニアボランティアポイント制度等の情報提供も併せて行い、多様な支援を提供します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の社会資源を把握するために、自治会や民生委員・児童委員の会合や行政・関係機関・団体等の会議への参加を通じて、全国で行われている新たな取組や制度・スキームなどの情報はじめ、地域の福祉保健の活動状況や活動団体・活動者に関する情報を積極的に収集し、共有し、提供します。提供にあたっては、広報紙のほかホームページ・ブログ・SNS 等に掲載し、アクセスしやすくかつ見やすく分かりやすい形で提供します。また、ボランティアコーナーの交流機能活用していくほか、閲覧資料や館内掲示の充実を図ることで、地域社会へ情報を提供する機能を充実します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

ニーズの把握は相談月報システムの令和6年度データからは電話が61%、訪問が17%、施設での面接が16%などとなっており、件数的には電話相談が最も多くなっています。支援をチームとして行っていく必要性が高い相談には、多職種で内容を詳細に検討・分析した上で、訪問又は来館をいただき、相談者の抱える課題への解決の道筋を提示していきます。その他、ケアプラザに直接のアプローチの無いニーズは、地域の集いの場などで情報の把握に努めます。

情報の分析時には、可視化を試みるなど、より多くの方が情報を活用できるよう工夫していきます。具体的にはマップへの落とし込み、サービスリストによる情報整理を行います。また地域活動・サービスデータベースシステム“Ayamu”を活用し、個別支援へも繋げていきます。情報は随時更新し、個別支援から明らかになる新たなニーズに対応していきます。さらに、アンケートやヒアリング調査の実施により顕在化していないニーズ等の把握を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

ケアプラザと連携していただいている地域の方々や関係機関団体の方々からの情報や紹介を踏まえ、社会資源としての活用が想定できる商店、事業所、施設などを訪問して実情の把握を行います。得られた情報をマップや情報ファイル作成により可視化し、施設内スロープでの掲示も含め、機会を捉え地域の方々などへ提供していきます。

地域で行われている様々な活動やサービスについての情報を地域の福祉保健に関わる全てのステイクホルダー間で共有するとともに、当該資源が地域の多様な主体と事業・行事で連携することができる関係性を構築していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

目指すべき地域像を形成していく過程では、より多くの地域の方々のコンセンサスを得て、地域の総意を獲得していくことが必要です。また、この地域像を実現していくために必要な活動を創出し継承し発展させていく力は、それを支える住民の意思から生まれます。

高齢化の進展や就業構造の変化などから地域の担い手の確保が困難な状況を踏まえ、特定の方に大きな負担がかからないよう、より多くの住民がそれぞれができる範囲で参画できる取組を創出すべく、ケアプラザの職員の知識と経験を生かして支援します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

当地では様々な住民参加型の活動、サービスが継続して行われていますが、高齢者が安心して暮らしていくためには、公的サービス・インフォーマルサービス双方の充実が必要です。介護支援や見守りなど高齢者の生活ニーズに応えていく「見守り世話人会」や「給食会」、「ラジオ体操」などの活動が、住民が主体となって創出・運営されています。

ケアプラザは地域活動の発掘や継続・発展を支援していくのみならず、様々な活動の相談窓口として、相談者と活動者との橋渡しを行います。また、地域活動を広く知っていただけるよう、活動チラシの掲示やケアプラザ広報での照会などを通じて、マッチングを図っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

新たに市民となる方が多くまた外国にルーツのある市民も多い地域性を踏まえ、高齢者・障害児者・子育て等の全ての分野で、個々人にニーズに基づく相談を受け入れられる職員を配置し、支援を必要とする人を適切な支援へ繋いでいきます。相談を受ける時は、ワンストップサービスを心掛け、関係機関等との日頃の連携を生かし迅速で的確な支援を行います。

介護予防事業などの自主事業をはじめ、自治会等の組織が開催する会合・行事へ参画します。

そこでは、地域の高齢者に介護予防情報の提供、地域資源の紹介をとおして介護予防事業につなげていくことで、要支援・要介護状態の予防に取り組みます。

要支援者に対しては、身体・精神状態や生活状況の維持・改善を目指し、本人と家族のニーズを把握した上で、本人が主体的に取り組むことができる目標志向型介護予防ケアプランを作成します。また、その目標の達成に向け、定期的なモニタリングやサービス担当者会議をとおして支援を継続していきます。また、他施設の包括とも連携した各種研修等をとおして介護予防ケアマネジメント力を向上させていきます。また、支援に抵抗のある方に対しては、多方面から多角的にアプローチを行い、地域生活の維持等につなげます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の見守りのネットワークの重要性が高くなっており、公的資源だけではなく地域における体制づくりが必要です。認知症初期支援チームなどの専門家との連携はもとより、認知症サポーター養成講座をとおして支援者を育成してまいります。また、「見守り世話人会」などの地域の方々が立ち上げられた活動を支援するとともに、見守りキーホルダーの登録を地域に出向いて行うなど認知症支援事業を展開します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者虐待の早期発見には地域のつながりが不可欠です。ケアプラザは地域の見守りの担い手である自治会の皆様・民生委員の皆様と共に早期発見・早期解決につなげています。このためケアプラザは民生委員・児童委員協議会に毎月出席し、ご意見を伺い地域方々の近況をお聞かせいただくことで虐待の早期発見につなげています。また、町内会館などへ出張して成年後見制度の説明会や個別相談会を開催することにより、制度の周知と利用の促進に繋げています。

さらに虐待が疑われるような事例に迅速な対応が出来るように、日頃から専門職としての研修、情報交換会などで技能の習得を行っています。また、詐欺等の消費者被害を最小限に食い止めるため、警察や消費生活推進委員と協働して、消費者被害の防止等に取り組んでいます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

行政、中区ケアマネ連絡会「かいごのW a ! なか」、区内包括支援センター主任介護支援専門員と協働で、研修や事例検討会を積み重ねています。取り組みは区内の各居宅支援事業所で活躍する主任介護支援専門員と協働して行い、共にケアマネジメント力の向上に取り組めます。また、区域内のケアマネジャーの相談や悩みに応えていくため、気軽に相談できる「ケアマネ

サロン」を各ケアプラザが協働し、月毎に会場を変更して実施します。

在宅医療・介護連携推進事業

中区在宅医療相談室、各居宅事業所のケアマネジャーと連携し、継続的な医療・介護を受けられることで、住民が病気を抱えても住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援します。具体的には、相談ニーズに応じて中区在宅医療ネットを活用するほか、医療相談室・居宅ケアマネジャーと協働して情報の提供や電話による対応などにより、医療機関と介護事業所等の支援関係者間の連携を図っていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

行政、社会福祉協議会、介護サービス事業所や民生委員等、多様な職種・役職の方々と協働して、個別のケースが抱える課題の分析から地域課題の抽出など、地域包括ネットワークシステムの充実に向けたツールとして活用していきます。また、会議の成果や整理された課題はケアプラザ内で共有し、地域の実情に合わせた新たな事業の企画・運営に活かします。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

法人はケアプラザや特別養護老人ホームなど介護保険施設を複数開設しておりこれらの施設での業務経験等を考慮し、また、事業を遂行する上で必要な知識と経験のある人材を採用して、配属先での業務内容や地域特性を見極め、適切な職員を確保するとともに、その資質を向上していくための研修等の機会を適切に配慮しながら育成に取り組んでいます。

事業の推進に向けては、保健・医療・福祉関係機関など多様な主体との連携を図ります。地域活動交流及び生活支援コーディネーターが把握している情報を活用し、要支援1・2または事業対象者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活がおくれるよう、介護予防計画を作成し適切なサービスや社会資源と繋げます。

居宅介護支援事業者への業務委託については、公正中立な立場であることを踏まえ、介護情報紙等の活用を通じ、利用者の選択を最優先に検討した上で事業所を選定します。居宅介護支援事業者への委託しているケースにおいては担当者会議等に積極的に参加し、ケアマネジャーやご利用者に地域の情報を伝えインフォーマルサービスへ繋がるように支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

「介護予防」に加え、「生きがいつくり」「社会貢献」といった目的も含め事業を行ないます。「どうきんサロン」などの介護予防の取組による成果物を地域の福祉施設に寄贈するなど、参加

者の達成感にもつなげていきます。

認知症予防や運動へのニーズに応じていくとともに、栄養講座においては地域住民に興味のあるテーマを選定し、日常生活に取り入れられる内容としていくとともに、町内会館での開催などより身近な場所で開催します。脳トレリーダー養成講座については、受講した地域住民の活躍の場を設けていくとともに、新たに介護予防活動支援に取り組む人材を育成していきます。その中から「元気づくりステーション」を立ち上げていくなど、生活支援コーディネーターや区の保健師の方々とも協力して支援を行なっていきます。

関係機関と協働して「健康管理」に対する意識の改善に取り組み、介護予防につながる事業計画を作成します。具体的には、地域の方々はもとより行政・関係機関とも連携し、体操や栄養講座を開催していくことで介護予防事業を展開します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

各地域の特性に応じた地域包括支援ネットワークを構築していくために、地域の方々をはじめ様々な専門職等が参加する地域ケア会議を開催しています。会議には民生委員さんをはじめ、行政職員、医療関係者、介護保険業務従事者、様々な地域事業所等多くの方々に働きかけ、対象者の個別支援の充実のみならず、地域課題の把握や関係者間の連携促進を図っています。

包括レベル地域ケア会議では民生委員さんをはじめ、ケアマネジャー、訪問介護事業所、病院の相談員、薬局等地域事業所の方々に参加いただき、行政や区社協の方々の出席も得て、高齢者が安全に暮らせる地域づくりについて話し合いを行っています。日常業務においてもネットワークづくりに取り組み、地域の中に多様な支援の輪を育て、ネットワークがより充実していくように働きかけます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

介護保険の基本理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、必要なサービスが提供されるよう居宅サービス計画を作成し、利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

また、一人でも多くの利用者に適切なサービスが提供され在宅生活が継続できるよう、ケアマネジャー毎に目標担当件数を35件以上と定め、質の高いケアプランを作成します。

地域の身近な相談・支援の窓口として、サービス提供地域の事業所、関係機関、住民から信頼される事業所を目指し、法人全体で事業体制を推進し地域に貢献していきます。

「利用者アンケート」を年1回実施し、利用者の声を真摯に受け止め、寄せられた苦情や要望を所内で検討した上でサービス改善に繋げていきます。

指定介護予防支援事業者との連携体制

併設する地域包括支援センターや介護予防支援事業所との強みを生かし、部門間で情報連絡会議を行い、きめ細やかな情報共有に取り組み、公的な介護給付サービス以外の住民による自発的な活動等によるインフォーマルサービスの利用も含め、地域資源の活用をケアプランに位置づけていきます。

また、生活課題が複雑・困難なケースへの対応も部門連携による迅速な対応により、積極的に受け入れていきます。

法人内拠点施設との連携

近年介護疲れによる事件やトラブルが多く報道されるなど、家族などの介護者が適切に休養するためのレスパイトケアが非常に大切となっており、日々の在宅支援に加えて、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した支援が求められています。

当法人では市内に6ヶ所の特別養護老人ホームの運営を行っており、各施設において短期入所生活介護のサービス提供を行っています。そのうち4拠点は従来型施設としての運営を行い、費用負担が少なく生活に困難を抱える方にも幅広くご利用いただけるセーフティーネットとしての機能を有しています。介護者の緊急入院や虐待事例等の緊急利用にも対応し、同一法人の強みを生かした迅速な対応に努めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 * デイあり施設のみ記載してください

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

--

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料における人件費については、昨今の急激な人件費の増加と人材確保のための手数料等費用の高騰から、業務を遂行できる資格を有する人材を必要な人数確保し、施設に課された使命を遂行することの困難さが増しています。このため、介護保険事業で収益を確保することにより、適切な人材を確保・配置し、地域の皆様から必要とされるサービスを提供し続けられる組織・人員体制を整えます。

ケアプラザが地域の皆様から信頼され日常的にご利用いただけるよう、行政・関係機関等と連携・協働し適正に業務を執行するとともに、地域ニーズに適切に対応していくほか費用対効果を常に検証しながら事業等を進めていきます。このため、ケアプラザの運営を安定的に行っていくことで、単身高齢者の増加や認知症への対応など地域社会が直面している諸課題に対応します。また、現在地域と共に策定を進めている第5期地域福祉保健計画をともに推進し実現できるよう、地域を支援し続けられる収支計画を策定します。

当ケアプラザでは開所以来、指定管理エリア外に法人の設置による通所介護事業を設置しており、指定管理事業とともに双方のメリットを生かした一体的な施設経営を行っております。なお、これにより指定管理料の不足が通所介護事業に影響することのないよう、両者の収支項目を厳密に分離・独立させ、それぞれ自立した収支決算が行える体制としています。

当ケアプラザは本年5月の時点で開所より33年を迎えます。これを踏まえ、施設管理費については、指定管理施設全体の収支を踏まえ施設の維持運営を行います。施設の老朽化に対応しその長寿命化を図るため、日常点検に加え建築物及び建築設備の点検を毎年実施し、修繕費等を計画的に執行していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

当ケアプラザには地域の方々から利用料金を収益することができる施設として多目的ホールがあります。自主事業などの実施にあたっては、飲食などにかかる費用や、教材費などの実費負担が望ましい費用は、参加者のご理解を得て実費徴収としり、運営経費削減と参加に対する利用者の意識向上を図ります。また、各事業の運営では、地域のボランティアや福祉保健団体に協力いただくことで、人材などの地域資源の開発と、運営費の軽減を図ります。

運営費の大きな割合を占める人件費では、時間外手当等の支出を抑制します。職員業務の分担を適正化し、フレキシブルな勤務体制を採用することで、限られた時間の中で業務が完了できる体制とします。また、職員の能力や創意工夫を最大限に引き出すことで、効果的・効率的な事業運営を実現し、運営費の削減につなげます。

指定管理料提案書
(横浜市新山下地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	13,700,000円	13,700,000円	13,700,000円	13,700,000円	13,700,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	1,625,000円	1,625,000円	1,625,000円	1,625,000円	1,625,000円
事業費		自主事業(教室、講座)講師謝 金、保険料、材料費、広報等印刷 費	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		消耗品、通信運搬、備品購入、 リース料、手数料、研修費	☐	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	3,050,000円	3,050,000円	3,050,000円	3,050,000円	3,050,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				20,449,000円	20,449,000円	20,449,000円	20,449,000円	20,449,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0,1875人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	22,174,375円	22,174,375円	22,174,375円	22,174,375円	22,174,375円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	3,312,625円	3,312,625円	3,312,625円	3,312,625円	3,312,625円
事業費		介護予防事業、認知症予防関係 事業、ケアマネジャー支援事業、 社会福祉事業	□	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
事務費		消耗品、通信運搬、備品購入、 リース料、手数料、研修費	□	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	840,000円	840,000円	840,000円	840,000円	840,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-1,550,000円	-1,550,000円	-1,550,000円	-1,550,000円	-1,550,000円
合計				26,433,000円	26,433,000円	26,433,000円	26,433,000円	26,433,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		自主事業(教室、講座)、講師謝金、保険料、材料費	☐					
事務費		消耗品、通信運搬、備品購入、リース料、手数料、研修費	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		自主事業(教室、講座)、講師謝金、保険料、材料費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市新山下地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長は各部門の業務マネジメントを行い、地域ケアプラザの任務を遂行します。地域ケアプラザ運営事業においては、コーディネーターのほか、事業の企画・運営をはじめ、施設貸出業務等の補助にサブコーディネーター5名を配置します。生活支援体制整備事業においては、コーディネーターを軸に各部門との連携を図り事業を推進します。地域包括支援センター事業においては、3職種各1名の3名配置とし、両コーディネーターと連携して地域支援事業等を実施します。
--

収支予算書
(横浜市新山下地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	20,449,000円	20,449,000円	20,449,000円	20,449,000円	20,449,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,433,000円	26,433,000円	26,433,000円	26,433,000円	26,433,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			53,221,000円	53,221,000円	53,221,000円	53,221,000円	53,221,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	12,100,000円	12,100,000円	12,100,000円	12,100,000円	12,100,000円
		居宅介護支援事業	20,000,000円	20,000,000円	20,000,000円	20,000,000円	20,000,000円
			32,100,000円	32,100,000円	32,100,000円	32,100,000円	32,100,000円
	その他収入		105,000円	105,000円	105,000円	105,000円	105,000円
			85,426,000円	85,426,000円	85,426,000円	85,426,000円	85,426,000円
支出	内訳	人件費	66,267,000円	66,267,000円	66,267,000円	66,267,000円	66,267,000円
		事業費	1,189,000円	1,189,000円	1,189,000円	1,189,000円	1,189,000円
		事務費	12,800,000円	12,800,000円	12,800,000円	12,800,000円	12,800,000円
		管理費	3,940,000円	3,940,000円	3,940,000円	3,940,000円	3,940,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			85,426,000円	85,426,000円	85,426,000円	85,426,000円	85,426,000円
	うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円
収支			0円	0円	0円	0円	0円

団体の概要

(令和 7年 2月 10日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましゃかいふくしきょうかい) 社会福祉法人 横浜社会福祉協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒232-0033 横浜市南区中村町五丁目 3 1 5 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 5 3 年 1 月 2 7 日
沿革	昭和 5 3 年 1 月 社会福祉法人設立認可 救護施設「横浜市天神寮」(定員 1 8 人)、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」(定員 5 0 人、短期入所 6 人)を財団より移管 昭和 5 6 年 4 月 身体障害者療護施設「千曲園」開設(定員 5 0 人) 平成 元年 4 月 身体障害者療護施設「霧ヶ峰療護園」開設(定員 5 0 人) 精神障害者通所授産施設「鶴見ワークトレーニングハウス」開設(定員 2 0 人) 平成 3 年 4 月 身体障害者療護施設「佐久療護園」開設(定員 8 0 人) 平成 4 年 5 月 特別養護老人ホーム「新山下ホーム」(定員 5 0 人、短期入所 2 0 人) 老人デイケアセンター「横浜市新山下地域ケアプラザ」受託 平成 8 年 7 月 老人デイケアセンター「横浜市不老町地域ケアプラザ」受託 平成 1 1 年 1 1 月 老人デイケアセンター「横浜市永田地域ケアプラザ」受託 平成 1 2 年 4 月 特別養護老人ホーム「南太田ホーム」(定員 6 0 人、短期入所 4 0 人)開設 平成 1 2 年 1 1 月 特別養護老人ホーム「本牧ホーム」(定員 6 0 人、短期入所 4 0 人)開設 平成 1 8 年 4 月 救護施設「横浜市天神寮」を廃止し、「清明の郷」(定員 1 9 0 人)開設 平成 2 4 年 4 月 障害者支援施設 千曲園全面改修工事完了 障害者就労支援型施設 鶴見ワークトレーニングハウス新築工事完了 平成 2 8 年 4 月 特別養護老人ホーム「梅ノ木ホーム」(定員 1 0 0 人、短期 2 0 人)開設 平成 3 0 年 1 1 月 障害者支援施設 霧ヶ峰療護園は諏訪市渋崎地区に移転し、名称を「すわ湖の ほとり」と改称 令和 1 年 1 0 月 居宅介護支援事業所「しえんて関内」開設 令和 2 年 4 月 横浜市中授産所を受託し、障害者就労移行 B 型事業所「なかワークトレーニングハウス」と改称(定員 2 0 人) 令和 3 年 4 月 老人デイサービスセンター「横浜市本牧和田地域ケアプラザ」受託 令和 4 年 4 月 特別養護老人ホーム「みなもの桜」(定員 9 0 人、短期入所 1 0 人)開設
事業内容等	[第一種社会福祉事業] 救護施設の経営・特別養護老人ホームの経営・障害者支援施設の経営 [第二種社会福祉事業] 老人デイサービス事業の経営・老人短期入所事業の経営・障害福祉サービス事業の経営・老人デイサービスセンターの経営・老人介護支援センターの経営・特定相談支援事業の経営 [公益事業] 地域包括支援センターの経営・居宅介護支援事業の経営・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の経営 [収益事業] なし

財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	5,430,290 千円	5,446,028 千円	5,630,093 千円
	総支出	5,397,799 千円	5,570,266 千円	5,455,514 千円
	当期収支差額	32,490 千円	△124,238 千円	174,579 千円
	次期繰越収支差額	4,797,747 千円	4,594,320 千円	4,679,482 千円
連絡担当者	【所 属】			
	【氏 名】			
	【電 話】			
	【FAX】			
	【E-mail】			
特記事項				